

第5回 発達障害者支援研修：指導者養成研修パート I

1. 目的

都道府県における発達障害支援の拠点的医療機関の医師等を対象として、研修修了後に指導的な立場から、各地域におけるかかりつけ医などに対して発達障害支援に関する情報や技能を伝達する講師となるよう包括的な知識を習得することを目的とする。指導者養成研修パート I からパート III まで参加することにより、発達障害の医学的支援に関する考え方・知識等を一通り学ぶことが出来るようにカリキュラムが構成されている。

2. 対象者

病院、保健所、発達障害支援センター等に勤務し、発達障害に関心を有する医師あるいは医療関係者（保健師、看護師、公認心理師、臨床心理士、臨床発達心理士、精神保健福祉士、作業療法士、社会福祉士、言語聴覚士、薬剤師等）の中で特に指導について責任的立場にある者。なお、自治体（都道府県、政令指定都市）において、行政的な立場で地域の研修実施に携わる者もしくは発達障害者支援センター職員の参加も可能である。

3. 研修期間

令和6年6月26日（水）から令和6年6月27日（木）まで

4. 研修主題

ライフステージごとの発達障害児・者の課題と支援の実際

5. 課程内容（予定）

	（時間）
（1）発達障害児・者に対する行政施策	（1.5）
（2）発達障害のある子と養育者の支援	（1.5）
（3）発達障害の医ある子への療育	（1.5）
（4）ペアレント・トレーニング	（1.5）
（5）特別支援教育の現状と課題	（1.5）
（6）学童期・思春期の課題とその支援	（1.5）
（7）成人期の日常生活、就労への支援	（1.5）
（8）かかりつけ医研修の実際	（1.5）

合計 12時間

6. 定員

50名（応募者多数の場合は選考することがあります）

7. 申込方法・期間

自治体推薦（自治体ごとの推薦人数に上限はありません）

令和6年4月8日（月）～4月30日（火）

※申込方法詳細は、募集要項をご確認ください。

8. 受講料

無料

9. 会場

オンライン

第5回 発達障害者支援研修：指導者養成研修パートⅡ

1. 目的

都道府県における発達障害支援の拠点の医療機関の医師等を対象として、研修修了後に指導的な立場から、各地域におけるかかりつけ医などに対して発達障害支援に関する情報や技能を伝達する講師となるよう包括的な知識を習得することを目的とする。指導者養成研修パートⅠからパートⅢまで参加することにより、発達障害の医学的支援に関する考え方・知識等を一通り学ぶことが出来るようにカリキュラムが構成されている。

2. 対象者

病院、保健所、発達障害支援センター等に勤務し、発達障害に関心を有する医師あるいは医療関係者（保健師、看護師、公認心理師、臨床心理士、臨床発達心理士、精神保健福祉士、作業療法士、社会福祉士、言語聴覚士、薬剤師等）の中で特に指導について責任的立場にある者。なお、自治体（都道府県、政令指定都市）において、行政的な立場で地域の研修実施に携わる者もしくは発達障害者支援センター職員の参加も可能である。

3. 研修期間

令和6年9月25日（水）から令和6年9月26日（木）まで

4. 研修主題

発達障害児・者の多様な支援ニーズと支援の実際

5. 課程内容（予定）

（時間）

- | | | |
|-----------------|-------|-------|
| （1）高齢期の発達障害 | （1.5） | |
| （2）発達障害とジェンダー | | （1.5） |
| （3）発達障害と司法的問題 | | （1.5） |
| （4）強度行動障害 | | （1.5） |
| （5）発達障害と精神疾患の併存 | | （1.5） |
| （6）女性の発達障害 | | （1.5） |
| （7）発達障害と権利擁護 | | （1.5） |
| （8）発達障害と当事者活動 | | （1.5） |

合計 12時間

6. 定員

50名（応募者多数の場合は選考することがあります）

7. 申込方法・期間

自治体推薦（自治体ごとの推薦人数に上限はありません）

令和6年7月1日（月）～7月22日（月）

※申込方法詳細は、募集要項をご確認ください

8. 受講料

無料

9. 会場

オンライン

第5回 発達障害者支援研修：指導者養成研修パートⅢ

1. 目的

都道府県における発達障害支援の拠点的医療機関の医師等を対象として、研修修了後に指導的な立場から、各地域におけるかかりつけ医などに対して発達障害支援に関する情報や技能を伝達する講師となれるよう包括的な知識を習得することを目的とする。指導者養成研修パートⅠからパートⅢまで参加することにより、発達障害の医学的支援に関する考え方・知識等を一通り学ぶことが出来るようにカリキュラムが構成されている。

2. 対象者

病院、保健所、発達障害支援センター等に勤務し、発達障害に関心を有する医師あるいは医療関係者（保健師、看護師、公認心理師、臨床心理士、臨床発達心理士、精神保健福祉士、作業療法士、社会福祉士、言語聴覚士、薬剤師等）の中で特に指導について責任的立場にある者。なお、自治体（都道府県、政令指定都市）において、行政的な立場で地域の研修実施に携わる者もしくは発達障害者支援センター職員の参加も可能である。

3. 研修期間

令和6年11月13日（水）から 令和6年11月14日（木）まで

4. 研修主題

発達障害児・者の多様な背景と支援ネットワークの構築

5. 課程内容（予定）	（時間）
（1）発達障害と被虐待	（1.5）
（2）発達障害に関わる支援情報	（1.5）
（3）重症心身障害児の医療と福祉	（1.5）
（4）外国にルーツをもつ子どもの支援	（1.5）
（5）発達障害支援における地域連携	（1.5）
（6）発達障害と摂食障害	（1.5）
（7）発達障害とゲーム・インターネット	（1.5）
（8）小児科医からみた移行期の課題と対応	（1.5）
	合計 12時間

6. 定員 50名（応募者多数の場合は選考することがあります）

7. 申込方法・期間 自治体推薦（自治体ごとの推薦人数に上限はありません）
令和6年8月26日（月）～ 9月13日（金）
※申込方法詳細は、募集要項をご確認ください

8. 受講料 無料

9. 会場 オンライン

第5回 発達障害者支援研修：行政実務研修

1. 目的

厚生労働省は各地域における発達障害の早期発見・早期支援のための体制整備及び適切な事業実施を推進するために、「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修」の実施要綱を定め、平成28年度から各都道府県・指定都市において関係団体等と連携の下での研修の事業実施についての通知を発出した。

本研修は、行政的な立場で各自治体の「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修」の実施に携わる者もしくは発達障害者支援センター職員を対象として、各自治体において研修を企画立案することを目的とする。

2. 対象者

行政的な立場で各自治体の「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修」の企画・実施に携わる者、もしくは発達障害者支援センター職員、かかりつけ医研修にかかわることが期待される医師あるいは医療関係者（保健師、看護師、公認心理師、臨床心理士、臨床発達心理士、精神保健福祉士、作業療法士、社会福祉士、言語聴覚士、薬剤師等）。

3. 研修期間

令和7年1月15日（水）から 令和7年1月16日（木）まで

4. 研修主題

地域における発達障害児・者の支援ニーズと機関連携

5. 課程内容（予定）	（時間）
発達障害者支援の施策について（行政説明）	（1.5）
発達障害と児童福祉	（1.5）
発達障害に関する支援情報の活用	（1.5）
発達障害と就労支援の実際	（1.5）
自治体における発達障害児者とその家族への支援体制整備	（1.5）
強度行動障害を有する者への支援施策	（1.5）
発達障害支援における家庭・教育・福祉の連携	（1.5）
医療における課題—初診待機解消、初期診療医の育成、医療連携	（1.5）
	合計 12時間

6. 定員 50名（応募者多数の場合は選考することがあります）

7. 申込方法・期間 自治体推薦（自治体ごとの推薦人数に上限はありません）
令和6年10月21日（月）～11月11日（月）
※申込方法詳細は、募集要項をご確認ください

8. 受講料 無料

9. 会場 オンライン